

第3章 健康づくり支援課

1 健康ちば21の推進

(1) 健康ちば21（第3次）

令和6年4月に「健康ちば21（第3次）」を策定。

減塩や運動などの健康づくりに取り組むための合言葉である「目指そう！元気ちば」に健診・検診を受けることを加えた「目指そう！元気ちばけん」を掲げて健康づくりに取り組んでいく。

ア 計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年計画

イ 基本理念

「全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」

ウ 総合目標

① 健康寿命の延伸

② 健康格差の縮小

エ 施策の方向性（4つの柱）

① 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

栄養・食生活、身体活動・運動（ロコモティブシンドローム・骨粗鬆症を含む）、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯と口腔の健康に関する、生活習慣の改善や生活機能の維持向上を図る。

② 生活習慣病（NCDs）の発症予防と重症化予防

がん、循環器病、糖尿病、CKD（慢性腎臓病）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組む。

③ つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、自然に健康になれる環境づくり、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備など、人々が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう社会全体で支え合いながら健康を守るための環境整備を図る。

④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

人の生涯を経時的に捉えた健康づくりであるライフコースアプローチの観点を取り入れ、取組を推進する。

(2) 健康ちば21（第3次）の推進

県民に対して健康づくりに関する普及啓発活動等を実施し、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する環境づくりを行っている。

健康づくりに関する意識醸成や知識の普及のため、一般県民を対象とした「健康ちば推進県民大会」を開催している。令和7年度は、10月5日（日）に対面での会場開催と、11月7日から11月21日にYouTube千葉県公式セミナーチャンネルで配信した。会場での参加及び配信の視聴に319名の申込みがあった。

また、県民の主体的・継続的な健康づくりの取組を支援するため、各市町村と連携し、健康づくりに取り組むと協賛店での優待が受けられる「元気ちば！健康チャレンジ事業」を実施している。

さらに、健康づくり施策の推進等に必要の基礎資料を得ることを目的に、県民を対象にした生活習慣に関するアンケート調査を実施している。

(3) 地域保健と職域保健の連携

広域的な地域保健と職域保健の連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域保健機関、関係団体、学識経験者等

からなる健康ちば地域・職域連携推進協議会（以下、「協議会」という。）を開催している。令和7年度は、働く世代の健康づくりの推進に向けて、職場の健康づくりに取り組んでいる事業所の取組事例を取りまとめた「健康な職場づくり取組事例集[2024年度版]」を周知した。また、「健康な職場づくりセミナー」をYouTube千葉県公式セミナーチャンネルにて開催し、88名の申込みがあった。

また、保健所（健康福祉センター）において保健所圏地域・職域連携推進協議会を開催し、地域と職域の健康課題を共有し、課題解決のために地域保健と職域保健の連携による保健資源の相互活用の推進や保健事業を共同実施している。

（４）健康づくりに関する情報発信

健康づくりに関する指標を整理し、県内の健康格差の実態やその背景等、保健所（健康福祉センター）や市町村、医療保険者等に提供し、県民の健康に関する地区診断や施策立案を支援している。県民に向けては、ホームページを通して健康の現状や健康づくりに有益な情報を提供している。

２ 一人ひとりに応じた健康支援

生涯を通じて、県民一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう支援するため、健康相談を実施するほか、年代や性別に特有な健康課題について、一人ひとりに最適な保健医療を提供できる保健医療従事者の育成を図っている。

（１）健康相談事業

身体的・精神的な悩みや不安を有する思春期以降の全年齢層の男女を対象とし、健康福祉センター（保健所）の保健師等が電話相談に応じている。令和7年度は、合計737件（男性303件、女性434件）であった。

（２）健康相談担当者等の研修事業

身体的・精神的な健康課題に年代や性別等による特性があることを踏まえて、適切な保健医療を提供できるように関係者の資質向上をはかるため、保健医療従事者等を対象とした研修会を実施している。

令和7年度はYouTube千葉県公式セミナーチャンネルにて開催し199名の申込みがあった。

３ 健康増進事業

健康増進法に基づき市町村が実施する以下の健康増進事業に対し、補助金の交付や必要な支援を行っている。

○ 健康増進法第17条第1項の規定による事業

- ① 健康手帳
- ② 健康教育
- ③ 健康相談
- ④ 訪問指導
- ⑤ 総合的な保健推進事業

○ 健康増進法第19条の2の規定による事業

- ① 特定健康診査非対象者等に対する健康診査
- ② 特定健康診査非対象者に対する保健指導
- ③ 歯周疾患検診
- ④ 骨粗鬆症検診
- ⑤ 肝炎ウイルス検診

健康増進事業の概要は表1のとおりである。

表1 健康増進事業の概要

種 類		対 象 者	内 容
健康手帳		・40歳以上の者 ・健康教育、健康相談、訪問指導を受けた者で手帳交付を希望する者 ・特定健康診査等を受けた者で手帳交付を希望する者 ・市町村が必要と認める者	・特定健診・保健指導等の記録 ・健康増進事業の記録 ・生活習慣病の予防及び健康の保持のための知識 ・医療に関する記録等必要と認められる事項
健康教育	個別健康教育	・40歳から64歳までで、特定保健指導等の対象外の者	
		高血圧 ア ○収縮期血圧130以上140未満かつ拡張期血圧90未満である者 ○収縮期血圧140未満かつ拡張期血圧85以上90未満である者 (但し、血圧を下げる薬の服用者を除く) イ 収縮期血圧140以上又は拡張期血圧90以上の者、服薬者で医師が必要と判断した者	期間は6か月を原則とする。 ア 食生活運動調査 質問票やフードモデル、食事バランスガイド等を用いて、対象者の食生活、運動習慣その他の生活習慣の状況について、個人面接により聴取。 イ 検査 食生活運動調査の実施後、4回程度実施。 高血圧 : 血圧測定及び尿検査(尿中ナトリウム、カリウム及びクレアチニン) 脂質異常症 : 血液化学検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪) 糖尿病 : 血糖検査及びヘモグロビンA1c
		脂質異常症 ア ○中性脂肪中性脂肪150(空腹時)、175(随時)以上300未満(空腹時、随時を問わない)かつLDL140未満 ○HDL40未満かつ中性脂肪300未満(空腹時、随時を問わない)かつLDL140未満 ○LDL120以上140未満かつ中性脂肪300未満(空腹時、随時を問わない) (但し、コレステロールを下げる薬の服用者を除く) イ 中性脂肪300以上(空腹時、随時を問わない)又はLDL140以上若しくは服薬者で医師が必要と判断した者	ウ 面接による保健指導 前回面接時に設定した生活習慣改善目標の達成度の確認、健康教育教材等を用いた説明、対象者の特性や実施意欲を踏まえた生活習慣改善目標の設定等について、個人面接により実施。時間はおおむね20分を標準とする。
		糖尿病 ○空腹時血糖100以上126未満又はHbA1c5.6%(NGSP値)以上6.5%(NGSP値)未満 (但しインスリン注射又は薬の服用者を除く) ○空腹時血糖126以上又はHbA1c6.5%(NGSP値)以上であるかインスリン注射又は薬の服用者のうち医師が必要と判断した者	
		喫煙者 喫煙本数がこれまでに合計100本以上又は6か月以上吸っていて、かつ、この1か月間に毎日もしくは時々吸っている者で禁煙の実行を希望している者	期間は3か月を原則とする。 初回は、喫煙状況を把握するとともに、呼気中一酸化炭素濃度及び尿中ニコチン濃度を測定。この結果を踏まえ健康教育教材等を用いた説明や禁煙実施に関する指導について個人面接により実施。 その後、禁煙の準備や実行等に関し必要な指導を実施。
	集団健康教育	・40歳から64歳までの者 ・内容や状況によっては、本人に代わってその家族等	一般健康教育、歯周疾患健康教育、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育、慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育、病態別健康教育、薬健康教育
健康相談	重点健康相談	・40歳から64歳までの者	・高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症・女性の健康等
	総合健康相談	・内容や状況によっては、本人に代わってその家族等	・心身の健康に関する一般的事項についての指導・助言
訪問指導		・40歳から64歳までの者で、心身の状況、置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要と認められる者	・家庭における療養方法・介護を要する状態になることの予防 ・家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用 ・家族介護を担う者の健康管理・生活習慣病の予防・関係諸制度の活用方法等・認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等・その他健康管理上必要と認められる指導
総合的な保健推進事業		健康増進法第19条の2に基づき市町村の実施する各健診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討。	
歯周疾患検診		・20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の者	・問診 ・歯周組織検査
骨粗鬆症検診		・40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性	・問診 ・骨量測定(CXD法、DIP法、SXA法、DXA法、pQCT法又は超音波法等)
肝炎ウイルス検診		・40歳の者 ・41歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者 ・肝機能検査の数値に異常がみられた者で、かつ受診を希望する者(過去に検診を受けた者でも可)	・問診 ・B型肝炎ウイルス検査 HBs抗原検査 ・C型肝炎ウイルス検査 HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査、HCV抗体の検出 ・陽性者のフォローアップ
健康診査	健康診査	・40歳以上74歳以下の者で特定健康診査の対象とならない者 ・75歳以上の者のうち、後期高齢者医療の被保険者でない者	・生活習慣病予防に着目した健康診査を行う ・具体的な実施方法等は特定健康診査及び特定保健指導の実施基準及び後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査に準ずる
	訪問健康診査	・在宅の寝たきり者及びこれに準ずる者	・上記に準ずる
	介護家族訪問健康診査	・家族等の介護を担う者のうち、訪問による健康診査の実施が必要な者	・上記に準ずる
保健指導		・40歳以上74歳以下の者で特定健康診査の対象とならない者	・生活習慣病予防に着目した保健指導

4 栄養改善対策

食生活の乱れや運動不足、生活様式の変化などに伴い心疾患・高血圧症・糖尿病といった生活習慣病の問題が深刻なものとなっている。

こうした現状に対応し、県民の栄養改善・健康の保持増進を進めるため、地域に密着した取り組みを展開している。

(1) ライフステージに応じた健康づくり推進事業

壮年期でのメタボリックシンドロームや生活習慣病の発症予防を見据え、中食を活用した野菜摂取の推進と減塩対策に関する普及啓発を行っている。

(2) 「健康ちば協力店」推進事業

120g以上の野菜が食べられる又、食塩相当量3.0g未満にできるメニューやサービスを提供する、店内終日全面禁煙等の取り組みを実施する飲食店等を「健康ちば協力店」として登録し、県民自らが自分の健康づくりに積極的に取り組めるよう、食の環境整備を行っている。令和8年3月末現在で195店の登録がある。

(3) 給食施設指導事業

特定給食施設及び給食施設に対して栄養管理等に関する必要な指導を実施するほか、喫食者を通じて家族や地域住民に栄養・健康づくりに対する知識の普及啓発を図っている。

令和7年度は、個別指導を延べ2,283施設に対し実施、また、集団指導を35回、延べ1,994施設に対し実施した。

(4) 食品表示基準等指導事業

食品表示法に規定する食品表示基準等の普及・周知を図るとともに、適正な表示について相談・指導に取り組んでいる。

また、健康増進法第43条の規定による特別用途表示の許可を受けなければならない食品（特別用途食品及び特定保健用食品）の相談・指導、同法第65条の規定による虚偽誇大広告の相談・指導を実施している。

(5) 病態栄養指導事業

専門的な知識と技術を必要とする疾患について地域の医療機関と連携の上、保健所において病態に応じた栄養相談・指導事業を実施している。

(6) 栄養士・調理師等育成事業

市町村及び保健所栄養士等を対象に健康づくり事業・栄養改善事業等に関する研修会を実施している。

調理師に対しては、「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」に基づく講習の実施を（一社）千葉県調理師会に委託し、令和7年度は11か所で開催した。また、栄養士、調理師等関係団体の育成指導を実施している。調理師試験の実施（令和8年度からは（公社）調理技術技能センターへ全部委任による実施）、栄養士及び調理師免許証の交付を行っている。

令和7年度調理師試験受験者は828名、合格者は526名（合格率63.5%）であった。

5 歯科保健対策

令和6年4月に策定した「第3次千葉県歯・口腔保健計画」に基づき、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を計画的かつ総合的に推進している。

(1) 普及啓発

ア 歯と口の健康週間（6月4日～10日）

（ア）親と子のよい歯のコンクール

厚生労働省・日本歯科医師会主催「親と子のよい歯のコンクール（全国大会）」が廃止となったため、

同様に廃止

(イ) 高齢者のよい歯のコンクール

歯の健康が優れている高齢者を表彰し、もって生涯にわたり県民が自分の歯で食べられるようにすることを目的に、市町村・郡市歯科医師会・県・県歯科医師会等において実施した。(参加者：127名、令和7年度実績)

知事賞 1名 県歯科医師会長賞 1名 県歯科衛生士会長賞 1名

(ウ) 千葉県歯・口の健康啓発標語コンクール

歯科疾患の予防に関する標語を広く募集することにより、80歳で20本の歯を保つことを目標とした歯の健康づくりの知識の普及啓発を図ることを目的に、市町村・郡市歯科医師会・県・県歯科医師会等において実施した。

区 分	応募作品数 (令和7年度実績)
小学生の部	8,266作品
中学生の部	4,895作品
一般の部	342作品
計	13,503作品

知事賞 小学生の部1作品・中学生の部1作品・一般の部1作品

県歯科医師会長賞 小学生の部1作品・中学生の部1作品・一般の部1作品

県歯科衛生士会長賞 小学生の部1作品・中学生の部1作品・一般の部1作品

(エ) 千葉県特別支援学校健歯児童・生徒表彰

県特別支援学校健歯児童・生徒を表彰することにより口腔保健に関する正しい知識を普及啓発するために市町村教育委員会・郡市歯科医師会・県・県教育委員会・県歯科医師会等において実施した。

(オ) 千葉県歯・口の健康に関する図画・ポスターの審査と表彰

図画・ポスターを募集し、表彰することによって口腔保健に関する正しい知識を普及啓発するために、市町村教育委員会・郡市歯科医師会・県・県教育委員会・県歯科医師会等において実施した。

知事賞 小学部1年～3年1作品・4年～6年1作品・中学部1作品

県教育委員会教育長賞 小学部1年～3年1作品・4年～6年1作品・中学部1作品

県歯科医師会長賞 小学部1年～3年1作品・4年～6年1作品・中学部1作品

特別支援学校

県教育委員会教育長賞 小学部1年～3年1作品・4年～6年1作品・中学部1作品

県歯科医師会長賞 小学部1年～3年1作品・4年～6年1作品・中学部1作品

イ いい歯の日

いい歯の日(11月8日)の関連行事として、千葉県、千葉県歯科医師会及び千葉県歯科衛生士会の主催により、県民及び歯科保健関係者が一堂に会する千葉県口腔保健大会を開催した。この大会は、口腔保健事業の推進に功績のあった個人及び団体の表彰、口腔保健に関する県民向け講演会などを行い、口腔保健事業の一層の推進を図るものである。令和7年度大会の参加来場者数は199名。

(2) 口腔保健推進事業の推進

ア 障害児(者)のための摂食嚥下指導事業

障害児(者)が口腔機能の発達を促しながら安全に食べることができるよう、障害児(者)に対する摂食嚥下指導や、施設職員・保護者等に対する研修会を実施した。(令和7年度実績：摂食嚥下指導24回、研修会3回)

イ フッ化物洗口普及事業

施設(保育所、幼稚園、障害者施設等)において、フッ化物洗口推進体制の構築を図った。

(令和7年度実績：研修会等42回)

(3) 在宅歯科保健医療の推進

ア 在宅歯科診療設備整備事業

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器や、医療安全体制を確立するために必要となる機器を整備した。

(令和7年度実績：19歯科医療機関)

イ 地域包括ケア歯科医療連携室整備事業

要介護等により歯科通院が困難な県民に対し在宅歯科医療を推進するため、在宅歯科診療を行う歯科医療機関の紹介や、医科・介護など他分野との連携・調整等を行う「在宅歯科医療連携室」を、平成23年度千葉県歯科医師会の口腔保健センター内に設置し、運営している。令和2年度より名称を「地域包括ケア歯科医療連携室」に変更した。

ウ 有病者口腔健康管理地域連携事業

がん患者等の口腔衛生状態の向上による合併症の予防・軽減を図るため、医科歯科連携の取組を推進するための研修会や会議を開催した。(令和7年度実績：研修会2回、会議1回)

エ 歯科衛生士復職支援研修事業

未就業の歯科衛生士に対し、在宅歯科診療を含めた最新の知識と技術を習得するための研修会を実施し、復職を支援した。(令和7年度実績：研修会6回、88人参加)

オ 歯科口腔機能管理等研修事業

歯科専門職の未配置病院等や介護保険施設等に対して、歯科専門職によるリハビリを支えるメディカルの職種間での連携を図るため、会議と研修会を開催した。(令和7年度：オンデマンド・オンライン研修会8回)

(4) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

県保健所において、難病及び障害者等に対する講演会等を実施し、難病及び障害者等の歯・口腔内の健康維持増進を図ること、及び嚙む・飲み込むことへの支援を目的に実施した。令和7年度は2保健所で事業を実施した。

(5) 歯科保健体制の整備

ア 千葉県歯・口腔保健審議会

千葉県行政組織条例に基づき設置されており、担任する事務は、歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議することである。委員は、市町村を代表する者、保健医療福祉関係者を代表する者、教育関係者を代表する者、事業者又は保険者を代表する者、学識経験を有する者で構成されている。

イ 市町村歯科保健担当者の育成

(ア) 市町村歯科衛生士の配置促進

市町村歯科衛生士数：109名（36市町） ※令和7年

(イ) 市町村等歯科保健担当者研修会

令和7年度は「歯科口腔保健に関する最近の動向」をテーマに実施(令和7年度実績：研修会1回、受講者数 54名)

(ウ) 市町村歯科衛生士業務研究集

市町村歯科衛生士の資質の向上を図るため、日常的に実施している歯科保健活動等の分析・評価や課題の研究成果を取りまとめた「市町村歯科衛生士業務研究集」を作成した。

(エ) 歯科衛生士研修会

令和7年度は未実施

(オ) 口腔保健支援センター研修会

市町村及び県健康福祉センター（保健所）に勤務する歯科保健担当者に対して、歯科保健の基礎的な知識の向上を図ること目的として実施した。（令和7年度実績：研修会1回、受講者数72名）

ウ 市町村歯科健康診査（検診）実績報告書（令和5年度）の作成・配布

「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の推進のために必要な基礎資料を得ることを目的として、県内市町村が6年度中に実施した幼児、妊婦及び成人の歯科健康診査（検診）の結果（むし歯、歯周疾患等の状況等）を集計・分析した報告書を作成し、市町村等関係機関に配布した。

6 地域リハビリテーション支援体制の整備

高齢者や障害者がいつまでも健康で生き生きとした生活を送ることができるように、予防から急性期、回復期、地域生活期の各ステージにおいて、切れ目なく幅広いリハビリテーションの適切な提供を行うため、地域リハビリテーション関係機関の有機的な連携体制の整備を図る。

(1) 千葉県地域リハビリテーション協議会の開催

地域リハビリテーションの推進について必要な事項を協議するため、保健・医療・福祉等の関係団体の代表者からなる「千葉県地域リハビリテーション協議会」を開催している。

(2) 千葉県リハビリテーション支援センター・地域リハビリテーション広域支援センターの指定

本事業の中核・拠点機関として千葉県リハビリテーション支援センター（以下「県支援センター」という）を1ヵ所、地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という）を二次保健医療圏ごとに1ヵ所指定し、リハビリテーションを行う施設等に対する協働促進に係る研修等を委託し、医療機関や福祉施設、市町村、保健所（健康福祉センター）などの関係機関の連携強化を図っている。

		指定医療機関	指定開始
千葉県リハビリテーション支援センター		千葉県千葉リハビリテーションセンター	H14.11
地域リハビリテーション 広域支援センター	千葉県	おゆみの中央病院	H31.4
	東葛南部	新八千代病院	H18.10
	東葛北部	旭神経内科リハビリテーション病院	H15.8
	印旛	成田リハビリテーション病院	H31.4
	香取海匝	総合病院国保旭中央病院	H14.11
	山武長生夷隅	九十九里病院	H29.4
	安房	亀田総合病院	H15.8
	君津	国保直営総合病院君津中央病院	H16.9
	市原	白金整形外科病院	H24.4

(3) 新たな地域リハビリテーション支援体制の構築

平成27年度に作成した「千葉県における今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書」において、広域支援センターの支援機能を関係機関との連携等により補完していく必要があるとされていることから、平成29年度に創設した「ちば地域リハ・パートナー」制度を活用し、新たな地域リハビリテーション支援体制の構築に向けた取組を進めている。

ちば地域リハ・パートナー数：182機関 ※令和8年3月31日現在

(4) 地域リハビリテーション研修プログラム

県支援センターの事業として、地域リハビリテーションの活動の基盤をつくるため、人材の発掘・育成を行

う「地域リハビリテーション研修プログラム」を開催している。

(5) 地域リハビリテーション出前講座

子どもの頃から適切な健康観やノーマライゼーションの考え方を身につける機会を付与することを目的として、県支援センター及び広域支援センターのリハビリテーション専門職が学校へ出向き、体験講座を行った。令和7年度は小学校6校、中学校3校、高等学校1校で実施した。

7 総合的な自殺対策

(1) 千葉県自殺対策推進計画の推進

「一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない千葉県」を目指し、県を挙げて自殺対策に取り組んでいくため、平成30年3月に「第2次千葉県自殺対策推進計画」を策定（令和6年4月、中間見直し実施）し、行政や関係機関、民間団体等がそれぞれの役割を担い連携して自殺対策の推進に努めている。

(2) 県民に対する啓発・情報提供事業

自殺に追い込まれるような危険性は「全ての人にあるもの」であって、心理的に追い込まれた人に、誰かに相談をすることの大切さや、各種の相談窓口についての情報を、自殺予防の情報を掲載したホームページの開設により提供し、県民だより等の広報や検索連動型広告により周知している。

また、悩みを抱えた人たちが夜間や休日に気軽に相談できるSNS相談の窓口を開設している。

(3) 連絡会議等自殺対策の推進事業

千葉県自殺対策連絡会議を開催し、計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況を把握し、その効果等を評価している。

また、九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を通じて、広域的な自殺対策の取組などについて調整・検討している。

(4) 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援

救急医療機関へ搬送された自殺未遂者に対し、専門の支援員（保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等）が、相談に対する助言、支援機関への仲介を行い、また入院中から地域に戻るまでの間、必要に応じて自殺未遂者に寄り添い生きるための支援活動等を通して、再度の自殺企図を防止する事業を実施している。

また、自死により大切な家族を失うという共通の体験をした方が、その悲しみや苦しみを共に分かち合う場所を提供するほか、遺族向けの講演会の開催により、その人らしい生き方を組み立て直すことができるよう支援している。

(5) 地域自殺対策強化交付金事業

国からの交付金を活用して、市町村や民間団体等による地域の特性に即した相談支援・人材養成・普及啓発事業等の自殺対策を支援している。

8 生活習慣病対策

市町村を始めとする医療保険者がメタボリックシンドロームの概念を導入した、特定健診・特定保健指導を円滑かつ効果的に実施し、糖尿病等生活習慣病の予備群・有病者を減少させることができるよう、県民の主体的な健康づくりへの動機づけや効果的な特定健診・特定保健指導を実施するための環境整備や人材育成など積極的な支援を行っている。

また、市町村国保等医療保険者における糖尿病性腎症・慢性腎臓病（CKD）重症化予防に向けた取組が円滑に

実施できるように、県及び関係4団体（千葉県医師会、千葉県糖尿病対策推進会議、千葉県保険者協議会、千葉県糖尿病協会）にて策定した「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を令和3年3月に改定、令和7年9月に改訂をし、重症化予防対策を推進している。

（1）生活習慣病予防支援に係る従事者の各種研修会の開催

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を徹底するため、一人ひとりの健康状態や生活習慣に適した健康づくりを全県的に推進するために、効果的な特定健診・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予備群・有病者を減少させることができるよう、当該事業に従事する医師、保健師、管理栄養士等人材の質的向上を図るため、研修会を開催した。

（2）糖尿病性腎症・慢性腎臓病（CKD）重症化予防対策の推進

糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少を目指した「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき関係団体による検討会やCKD部会の開催、保健指導従事者研修会や啓発普及等を実施した。

（3）環境整備の推進

効果的な特定健診・特定保健指導を実施するための現状分析・評価結果の情報提供を行うとともに、県内13健康福祉センター（保健所）毎に設置している「保健所圏地域・職域連携推進協議会」において、各地域の実情に合わせた方策の検討や共同による啓発事業等を実施した。

9 がん対策

千葉県のがんによる死亡者数は、昭和57年以来死亡順位の第1位で、死因の約4分の1を占めており、生涯のうち約2人に1人が罹患すると推計されているなど、がん対策は県民の健康と生活の質の向上を図る上で、極めて重要な課題となっている。

本県のがん対策については、令和6年4月に策定した「第4期千葉県がん対策推進計画」に基づき、がん検診受診率の向上にむけた取組の強化、がん医療を担う人材の育成と緩和ケアの推進、情報提供・相談支援体制の充実など、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図っている。

（1）千葉県がん対策推進計画の推進

千葉県がん対策審議会の下に5つの部会（予防・早期発見部会、緩和ケア推進部会、がんとの共生推進部会、子ども・AYA世代部会及びがん登録部会）を設置し、総合的ながん対策を推進している。

ア 計画期間 令和6年度から令和11年度までの6年間

イ 基本理念 ちからを合わせてがんのうち克つちば

ウ 全体目標

- ・がんによる死亡率の減少
- ・がん患者とその家族が、がんと向き合いながら、生活の質を維持向上させ、安心して暮らせる地域共生社会を目指す。

エ 施策の体系

○予防・早期発見

- ・科学的根拠に基づくがん予防
- ・早期発見

○医療

- ・がん医療の充実
- ・小児がんおよびAYA世代のがん
- ・高齢者のがん

○がんと共生

- ・相談・情報提供
- ・地域と連携した緩和ケアの推進
- ・がん患者のサバイバーシップ支援
- ・ライフステージに応じた療養生活への支援

○研究等

- ・がん研究
- ・がん教育の推進
- ・がん登録
- ・患者・市民参画の推進

(2) 普及・啓発（予防）

がんに関する予防・診断・治療等の最新の知識を県民に啓発するため、がん予防展・がん講演会を開催した他、ピンクリボンキャンペーン、成人式を活用した周知等を行った。

ア がん予防展・がん講演会

9月のがん征王月間にあわせてイオンモール幕張新都心で予防展を開催し、がんについての正しい知識を啓発した。また、千葉県がんセンターの鍋谷圭宏氏、俳優の東ちづる氏による講演会をオンデマンド配信で実施した。

イ ピンクリボンキャンペーン

10月のピンクリボン月間に、若い女性が多く集まる県内スポーツ施設等において、乳がん検診の受診促進や乳がん自己触診の普及啓発のため、啓発物の配布や乳がん模型による触診体験を実施した。

ウ 新成人への啓発

がんの早期発見・早期治療及びがん検診受診の重要性を新成人に啓発するため、成人式を開催する市町村と連携し、啓発資材の配布を行った。

(3) がん検診事業（早期発見）

ア がん検診の受診率向上のための事業

がん対策推進計画で、5つのがんの検診受診率を令和11年度までに60%という数値目標を掲げていることから、市町村の担当者の知識と意欲を高める研修を実施した。

がん検診の専門家による研修を行うことにより、市町村や検診実施機関のがん検診担当者の知識と意欲を高め、受診率の向上を図るために研修会を実施した。

イ がん検診受診促進企業連携事業

がん検診受診率向上のため、住民と接する機会の多い企業と協働した啓発・受診勧奨を行うなど、受診率向上に向けた効果的な取組を行った。

事業内容

- ①県内のスポーツ施設で啓発物を配付 ②乳がん自己触診の普及啓発

ウ がん検診精度管理向上のための事業

市町村や検診実施機関に対してがん検診精度管理調査を行い、有識者による検討を踏まえ、ホームページ上に結果を公表することで、精度管理向上に取り組んでいる。また、平成28年から検診項目の1つとして新たに加わった胃内視鏡検査については、検診従事医師等を対象とした研修を実施し、精度管理の向上を図った。

(4) がん診療連携拠点病院等の機能強化

県民の誰もが身近な地域で質の高いがん医療を受けられるようにするため、がん診療連携拠点病院等の機能強化を図っている。

また、地域における質の高いがん医療の提供体制を確立するため、がん診療連携拠点病院等において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等への相談支援、がんに関する普及啓発及び各種情報の収集・提供の事業等が推進できるよう機能強化を図っている。

令和7年4月1日現在

保健医療圏	指定日	病 院 名	指定区分
千 葉	H 2 0 / 2	千葉大学医学部附属病院	地域がん診療連携拠点病院
	H 2 0 / 2	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	地域がん診療連携拠点病院
	H 3 0 / 4	千葉県がんセンター	都道府県がん診療連携拠点病院
東葛南部	H 1 9 / 1	船橋市立医療センター	地域がん診療連携拠点病院
	H 2 0 / 2	東京歯科大学市川総合病院	地域がん診療連携拠点病院
	H 2 0 / 2	学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属浦安病院	地域がん診療連携拠点病院
東葛北部	H 2 0 / 2	東京慈恵会医科大学附属柏病院	地域がん診療連携拠点病院
	H 2 0 / 2	松戸市立総合医療センター	地域がん診療連携拠点病院
印 旛	H 2 7 / 4	日本医科大学千葉北総病院	地域がん診療連携拠点病院 (特例型)
	R 5 / 4	日本赤十字社 成田赤十字病院	地域がん診療連携拠点病院
香取海匠	H 1 5 / 1 2	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院	地域がん診療連携拠点病院
山武長生夷隅	H 2 8 / 4	さんむ医療センター	地域がん診療病院
安 房	H 1 5 / 1 2	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	地域がん診療連携拠点病院
君 津	H 1 4 / 8	国保直営総合病院君津中央病院	地域がん診療連携拠点病院
市 原	H 1 5 / 1 2	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院	地域がん診療連携拠点病院
東葛北部	H 2 2 / 4	国立がん研究センター東病院	がん診療連携拠点病院 (国立がん研究センター)

(5) 千葉県がん診療連携協力病院の指定

がん医療水準の向上と、がん診療連携拠点病院を補完して地域における診療連携体制の一層の強化を図るため、特定の部位（臓器）においてがん診療連携拠点病院に準じてがん診療を行っている病院を、「千葉県がん診療連携協力病院」として指定している。

令和7年4月1日現在

保健医療圏	病院名	指定部位（がんの種類）
千葉	医療法人社団誠馨会 千葉メディカルセンター	胃がん・大腸がん
	千葉市立海浜病院	胃がん・大腸がん
	千葉市立青葉病院	胃がん・大腸がん
東葛南部	社会福祉法人恩賜財団済生会 千葉県済生会習志野病院	胃がん・大腸がん
	医療法人社団保健会 谷津保健病院	胃がん・大腸がん・乳がん
	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	肺がん・胃がん・大腸がん・肝胆膵がん・乳がん
	独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院	胃がん・大腸がん
	医療法人徳洲会 千葉徳洲会病院	胃がん・大腸がん・肝胆膵がん・子宮がん
	医療法人社団愛友会 津田沼中央総合病院	胃がん・大腸がん・乳がん・前立腺がん
東葛北部	医療法人徳洲会 千葉西総合病院	胃がん・大腸がん・肝胆膵がん
	医療法人徳洲会 野田総合病院	胃がん・大腸がん
	医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院	肺がん・胃がん・大腸がん・肝胆膵がん
	医療法人社団誠馨会 新東京病院	胃がん・大腸がん・肝胆膵がん
	医療法人社団協友会 柏厚生総合病院	胃がん・大腸がん
印旛	東邦大学医療センター佐倉病院	肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん
	聖隷佐倉市民病院	肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・前立腺がん
	国際医療福祉大学成田病院	肺がん・胃がん・大腸がん・肝胆膵がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん

（6）がん登録事業

がん登録については、医療行政、特にがん対策の推進に基礎的な情報を提供するものとして極めて重要なものであることから、県は昭和50年から、千葉県がんセンター及び公益財団法人ちば県民保健予防財団との連携による千葉県がん登録事業を実施し、がんの罹患率や医療内容の実態把握等を行ってきた。

平成28年1月から「がん登録等の推進に関する法律」による全国がん登録事業が開始され、病院及び指定診療所による届出が義務化され、がん登録のデータを国で一元管理することで、より精度の高い正確ながん情報を把握できるようになっている。また、平成31年1月からは集約された情報の提供が可能となり、がん対策のための施策やがん医療の向上に資する研究に活用している。

（7）緩和ケアの推進

がん患者はがんと診断された時から様々な苦痛を抱えており、切れ目なく心や体の痛みを予防し、和らげるための質の高い緩和ケアが求められていることから、緩和ケアの人材育成や地域連携の構築、緩和ケアの情報

提供、普及啓発等、緩和ケアの推進に取り組んでいる。

平成29年度に作成した「介護スタッフのための緩和ケアマニュアル」を活用し、平成30年度以降、高齢者施設への講師派遣を実施している。

ア 緩和ケア研修事業

がん等の診療に携わる全ての医療従事者を対象に、緩和ケアの知識を普及するとして国の指針に基づき、平成20年度からがん診療連携拠点病院等で研修を実施している。

イ 地域緩和ケア支援事業

がんになっても、住み慣れた地域での療養を希望するがん患者・家族が安心して質の高い療養生活を送れるよう、地域緩和ケアに関する情報提供、普及啓発などを行う。

【業務内容】

- ①地域緩和ケアに関する情報収集及び提供
- ②緩和ケア従事者等向け研修会の開催

(8) 千葉県地域統括相談支援センター事業

がん患者・家族に対して、心理、医療や生活・介護など様々な相談にワンストップで対応できる体制を整備するため、千葉県がんセンターに千葉県地域統括相談支援センターを設置している。

【業務内容】

- ①がんに関する心理、医療、生活や介護など様々な相談への支援
- ②がんに関する情報提供（冊子「千葉県がんサポートブック」、ホームページ「ちばがんナビ」）
- ③がんピア・サポーター事業

(9) アスベストに関する健康不安への対応

県民のアスベストによる健康不安に対応するため、各健康福祉センター(保健所)及び健康福祉部健康づくり支援課に相談窓口を開設するとともに、「石綿(アスベスト)対策について」を千葉県ホームページに掲載し、情報の提供を行っている。

10 たばこ対策の充実

たばこは、がんや生活習慣病をはじめとする様々な疾病との関連が指摘されていることから、たばこ健康に関する正しい知識の普及、受動喫煙対策の推進、妊産婦の喫煙防止、禁煙支援をたばこ対策の柱として取り組んでいる。

(1) たばこ健康に関する正しい知識の普及

「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」に合わせて、保健所(健康福祉センター)を通じた啓発物の配付や千葉県ホームページや来庁者向け掲示板、庁内放送等により、禁煙や受動喫煙防止について普及啓発に努めた。

また、たばこの健康影響に関するリーフレットやポケットティッシュ等の啓発物を作成し、成人式、健診受診時等の様々な機会を捉えて啓発を行った。

(2) 受動喫煙対策の推進

ア 九都県市受動喫煙防止キャンペーン(9月～11月)において、駅や郵便局、県・市町村の施設にポスターを掲出し、受動喫煙防止の啓発を行った。

イ 喫煙する際に周囲の人にたばこの煙を吸わせないよう配慮を促すとともに、県民全体で受動喫煙防止に向けた意識醸成を図るため、夏・冬の受動喫煙防止キャンペーンを実施し、啓発物(ウェットティッシュ・カイロ)の配付を行った。

(3) 妊産婦の喫煙防止

妊産婦の喫煙は妊産婦本人だけではなく、胎児や出産後の乳幼児の健康への悪影響があることから、市町村と協働して、母子健康手帳の交付時等に「守るのはあなたです」と題したリーフレットを配付し、喫煙防止を図った。

(4) 禁煙支援

県ホームページにおいて禁煙外来に関する情報を提供するとともに、禁煙支援者研修会を開催し、禁煙を希望している人や、禁煙を勧める人への研修を行い、一人でも多くの禁煙成功者が増えるように支援を行った。

1 1 保健所保健・福祉サービス調整推進事業

在宅療養者が地域の中で継続して支援を受けられる体制づくりを進めるため、各保健所（健康福祉センター）で関係者間の連携強化を図るための調整推進会議、保健・医療・福祉等関係者に対する研修、患者会・家族会・住民等を対象とした知識啓発普及のための講演会等を実施し、在宅療養者に対する支援体制の推進を図っている。

1 2 保健師関係指導事業

保健師が県民の新たな健康課題や多様なニーズに対応した効果的な地域保健活動を展開するため、研修会や会議等を実施し、体系的な人材育成を推進し資質向上を図っている。

(1) 地域保健活動強化研修

ア 業務研究発表会

市町村及び県の保健師の活動領域が多様化する中、母子、成人・高齢者、感染症、難病、地区活動など日々の活動の成果を「千葉県保健活動業務研究集録」としてとりまとめた。

イ 中央研修

保健師活動の経験年数に応じ、新任、新任Ⅱ（概ね3年目）、中堅前期、中堅後期、管理期の階層別研修を実施した。

(2) 圏域別研修

保健所（健康福祉センター）が、管内地域の健康課題や特性に応じ、管内保健師業務連絡研究会、看護管理者研修会、保健所保健師ブロック研修会を開催した。

(3) 千葉県保健師現任教育推進会議

県及び市町村保健師の効果的な現任教育の実施を推進するため、保健師現任教育の現状と課題を把握し、検討した。